

守口市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託プロポーザル実施要領

1 委託業務

(1) 業務名

守口市生活困窮者自立相談支援事業等及び被保護者就労支援事業等業務委託

(2) 内容

別紙「企画提案仕様書」

①守口市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託仕様書

②守口市被保護者就労支援事業等業務委託仕様書のとおり

2 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 契約限度額

各事業は、以下に示す年度ごとの価格（消費税および地方消費税相当額を含む）の範囲内で業務内容を提案すること。

(1) 守口市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託分

令和8年度 48,388,560円以下

令和9年度 48,388,560円以下

令和10年度 48,388,560円以下

令和11年度 48,388,560円以下

令和12年度 48,388,560円以下

(2) 守口市被保護者就労支援事業等業務委託分

令和8年度 35,906,200円以下

令和9年度 35,906,200円以下

令和10年度 35,906,200円以下

令和11年度 35,906,200円以下

令和12年度 35,906,200円以下

4 予定件数（初年度）

(1) 生活困窮者自立相談支援事業等業務分

①自立相談支援事業

新規相談件数：700件

支援プラン作成件数：400件

就職決定件数：200件

②就労準備支援対象件数：20件

③家計改善支援事業支援件数：20件

(2) 被保護者就労支援事業等業務分

① 就労支援対象件数：450件

② 就労準備支援対象件数：40件

③ 家計改善支援事業支援件数：10件

※上記(1)及び(2)の予定件数は、いずれもこれまでの実績等に基づく1年間の見込み件数であり、状況によっては増減する可能性がある。

5 応募者の資格要件

このプロポーザルに応募しようとする者は、次の要件を全て満たすことを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (6) 本業務の参加表明書提出時点において、令和7年度の本市入札参加者資格者名簿に登録されていること
- (7) 大阪府内に本・支店等を有し、「5 履行場所」で本事業を遂行できること。
- (8) 個人情報保護について適切な措置を講じることができること。
- (9) 宗教活動、政治活動、選挙活動を行うことを目的とする者でないこと。
- (10) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (11) 守口市又は他自治体において、生活及び就労の相談支援業務の実績があること。
- (12) 職業安定法第30条第1項に基づく有料職業紹介事業の許可を受けていること。

6 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は次のとおりとする。

内 容	期 間 等
公 告	令和 7 年 1 1 月 4 日（火）
質問書受付期間	令和 7 年 1 1 月 4 日（火）午前 9 時から 令和 7 年 1 1 月 1 8 日（火）午後 5 時まで
質問回答	令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）
公募への参加申込み及び企画 提案書等の提出	令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）午前 9 時から 令和 7 年 1 2 月 9 日（火）午後 5 時まで
第 1 次審査 結 果 通 知	令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木）
プレゼンテーション （2 次審査）	令和 8 年 1 月 1 9 日（月）
第 2 次審査 結 果 通 知	令和 8 年 1 月 2 1 日（水）

7 参加手続き

（1）配布

募集要領および様式は次のとおり配布する。

- ① 配布期間：令和 7 年 1 1 月 4 日（火）から令和 7 年 1 2 月 9 日（火）まで
- ② 配布場所：守口市ホームページからダウンロード

（2）参加申し込み

- ① 提出方法：持参または郵送（郵送の場合、提出期限必着）
- ② 提 出 先：守口市健康福祉部生活福祉課（守口市役所 3 階南フロア）
- ③ 提出期間：令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）から令和 7 年 1 2 月 9 日（火）まで
※持参の場合、土、日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

④ 提出書類

提出書類は次の表のとおりとする。

※提出書類は、日本工業規格による A 4 判の規格で製本（ファイル等で綴じる）し、2 部（正本 1 部、副本 1 部）提出すること。

提出書類	注意事項
①提出書類一覧	・ 指定様式による（別紙１）
②参加申込書	・ 指定様式による（様式１） ※代表者印を押印
③登記事項証明書又は登記簿謄本	・ 申込日の３ヶ月以内に発行されたもの
④定款の写し	
⑤役員名簿	
⑥納税証明書	・ 提出書類一覧（別紙１）を参照
⑦業務実績	・ 指定様式による（様式２）
⑧誓約書	・ 指定様式による（様式３）
⑨職業紹介事業者の許可証等（写し）	
⑩（別紙２）に記載の有資格者の登録証等（写し）	
⑪大阪府内に本・支店を有することの確認書	・ 指定様式による（様式１１）

⑤ 辞退

参加申込書提出後に、企画提案書を提出しないこととなった場合は、辞退届（様式10）を提出すること。

（３）企画提案書等の提出

① 提出方法：持参または郵送（郵送の場合、提出期限必着）

② 提出先：守口市健康福祉部生活福祉課（守口市役所３階南フロア）

③ 提出期間：令和７年１１月２５日（火）から令和７年１２月９日（火）まで
※持参の場合、土、日、祝日を除く午前９時から午後５時まで

④ 提出書類

提出書類は次の表のとおりとする。

提出書類は、添付書類も含めて、目次、通し番号およびインデックスを付し、日本工業規格によるＡ４判の規格で製本（ファイル等で綴じる）し、９部（正本１部、副本８部）提出すること。

※正本のみに事業者名を記載し、副本には一切記載がないように注意すること。

※ 提出後は、書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。

なお、提出期間後に提出書類の「従事者名簿（様式８）」及び「従事者名簿（様式９）」に記載の従事者が真にやむを得ない事情により交代する場合は、本市と協議し承認を得ること。

提出書類	注 意 事 項
① 企画提案書	・ 指定様式（様式５）の項目毎に企画の概要を記載すること。 また、この様式によらず、任意の様式で指定様式（様式５）項目毎に作成することも可能とする。 ・ 企画提案仕様書以外に本業務の効果や効率を高める独自の取り組みがある場合は、その提案を記載すること。ただし、その提案内容も見積の費用に含むものとする。
② 見積書	・ 指定様式による（様式６－１から６－５） ・ 指定様式による（様式７－１から７－５） ※正本のみ代表者印を押印すること
③ 従事者名簿	・ 指定様式による（様式８、様式９） ※提出時点で確定している従事者のみ記載すること。

８ 質問の受付

本プロポーザルに関する質問がある場合は次のとおり受け付ける。

ただし、審査（評価）に係る質問は一切受け付けない。

（１） 質問方法

「質問票（様式４）」を使用し、質問内容を具体的に記載すること。

質問対象の引用箇所がある場合は、その引用箇所（文章名及び頁番号）を記載すること。

（２） 提出方法

電子メールのみとする。

件名を「守口市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託プロポーザルに係る質問」とすること。

電子メール送信後、必ず電話で受信確認を行うこと。

（３） 提出先

守口市健康福祉部生活福祉課

E-mail: Seikatuf@city.moriguchi.lg.jp

T E L : 06-6992-1437・1593（直通）

(4) 受付期間

令和7年11月4日(火) 午前9時から令和7年11月18日(火) 午後5時まで
(ただし電話による受信確認は、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(5) 回答

令和7年11月25日(火)に守口市ホームページに質問内容と回答を掲載する。

その際、質問者名は公表しない。また、個別対応は行わないものとする。

ただし、参加表明に関する質問は、随時個別に回答する。

なお、質問事項が重複していると本市が判断したものは整理して回答する。

また、意見表明等本件の趣旨からかけ離れているものへの回答は行わない。

9 受託候補者の選定

(1) 第1次審査

参加申込書及び企画提案書を提出された応募者が、資格要件、価格(上限額以内か)を満たしているか審査する。

第1次審査の結果は、令和7年12月25日(木)に通知を送付する(予定)。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション及び質疑応答)

プレゼンテーションでは、提出した「企画提案書」に基づき行うこと。

① 実施日及び場所(予定)

日時：令和8年1月19日(月)

場所：守口市役所内

※開始時刻および実施場所については、第1次審査結果通知に記載する。

② 実施内容

プレゼンテーションは、30分程度(プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分程度)(予定)とする。(参加者の数によって変更する場合がある。)

③ 注意事項

ア プロジェクター及びスクリーンは本市が準備する。

この他、プレゼンテーションに必要な機器は応募者が準備すること。

イ プレゼンテーション出席者は、業務管理責任者となる者を含む2名以内とする。

ウ 当日に追加提案や追加資料を配付することは認めない。

エ プレゼンテーションの際には、事業者名を明かしてはならない。

(3) 選定

企画提案内容及びプレゼンテーションを基に「選定基準表(別紙3)」に基づき審査を行う。

第2次審査の結果、評価点が最も高い応募者を優先交渉権者とし、2番目に高い応募者を次点交渉権者とする。

なお、最も評価点の高い応募者が複数となった場合は、提案価格が最も安価な応募者

を優先交渉権者とする。

ただし、合計点が6割未満の場合は優先交渉権者及び次点交渉権者として選定しない。

1 0 選定結果の通知および公表

選定結果は、第2次審査参加者全者に、令和8年1月21日（水）に発送する。

また、守口市ホームページで次の事項を公表する。

- (1) 優先交渉権者
- (2) 次点交渉権者
- (3) 第2次審査全参加者名および総合評価点

※なお、選定の理由、選定結果に対する問い合わせには応じない。

1 1 契約締結

- (1) 第2次審査で優先交渉権者に選定された応募者と業務委託契約締結交渉（仕様等詳細協議）を行う。
企画提案内容をふまえて業務委託仕様について本市と優先交渉権者で協議し、契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者が本要領で規定する要件を満たすことができなくなった場合や契約締結交渉が不調となった場合、その他の理由により契約締結が不可能となった場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。
この場合、次点交渉権者と契約締結交渉を行う。

1 2 失格要件

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 応募に係る提出書類の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しない場合
- (2) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が契約限度額を超えている場合
- (5) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (6) プレゼンテーションを欠席した場合
- (7) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (8) 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為や選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為等を行った場合

1 3 その他

- (1) 費用負担

プロポーザル参加に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 著作権

提出書類の著作権は応募者に帰属するものとする。

ただし、採用案の著作権は、本市に帰属するものとする。

また、本市が本プロポーザルの審査、結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(3) 情報公開

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、守口市情報公開条例（平成26年守口市条例6号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

(4) 提出された書類は返却しない。

＜問い合わせ及び書類提出先＞

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
守口市健康福祉部生活福祉課（守口市役所3階南側フロア）

担当：山下、高瀬

TEL：06 - 6992 - 1437・1593（直通）

FAX：06 - 6992 - 1559

E-mail：Seikatuf@city.moriguchi.lg.jp